

平成29年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成29年6月16日

○出席議員 16人

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 藤本 治 君 | 2番 高梨 弘人 君 | 3番 久我 恵子 君 |
| 4番 照川 由美子 君 | 5番 磯野 典正 君 | 6番 鈴木 克己 君 |
| 7番 戸坂 健一 君 | 8番 佐藤 啓史 君 | 9番 黒川 民雄 君 |
| 10番 末吉 定夫 君 | 11番 松崎 栄二 君 | 12番 丸 昭 君 |
| 13番 岩瀬 洋男 君 | 14番 土屋 元 君 | 15番 岩瀬 義信 君 |
| 16番 寺尾 重雄 君 | | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|---------------------|
| 市 長 猿田 寿男 君 | 副 市 長 関 重夫 君 |
| 教 育 長 藤平 益貴 君 | 総 務 課 長 酒井 清彦 君 |
| 企 画 課 長 軽込 一浩 君 | 財 政 課 長 齋藤 恒夫 君 |
| 税 務 課 長 土屋 英二 君 | 市 民 課 長 植村 仁 君 |
| 介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君 | 福 祉 課 長 関 富夫 君 |
| 生 活 環 境 課 長 兼 長 田 悟 君 | 都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君 |
| 清 掃 セ ン タ ー 所 長 | |
| 農 林 水 産 課 長 平松 等 君 | 観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君 |
| 会 計 課 長 菰田 智 君 | 教 育 課 長 岡安 和彦 君 |
| 社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君 | 水 道 課 長 大野 弥 君 |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------------|----------------|
| 事 務 局 長 渡辺 茂雄 君 | 議 事 係 長 原 隆宏 君 |
|-----------------|----------------|

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案、請願、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算

請願第2号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

(産業厚生常任委員長)

議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第2 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問台1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について

発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

第4 報告

報告第2号 平成28年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

開 議

平成29年6月16日(金) 午前10時開議

○議長(岩瀬洋男君) ただいま出席議員は16人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(岩瀬洋男君) 日程第1、議案を上程いたします。

議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算、請願第2号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。磯野総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 磯野典正君登壇]

○総務文教常任委員長(磯野典正君) 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算につきまして、議案第32号は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

なお、議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算を審査するにあたり、勝浦中学校及び勝浦小学校の現地視察を実施したことを申し添えます。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、請願第2号 「国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。末吉産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 末吉定夫君登壇〕

○産業厚生常任委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおりでございます。議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上1件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本治議員。

○1番（藤本 治君） 議案第31号につきまして、どのような質疑がなされたか、お尋ねします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。末吉産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（末吉定夫君） どのような質疑があったかということでもありますけれども、今登壇してお話しましたように、全員賛成ということで、原案のとおり可決されたものであります。そしてまた、どのような質疑があったかということですが、質問者は質疑のときに質問した、それと同じような質問を今回されました。そしてまた、答弁のほうも質疑と同じような答弁がありましたので、あえて細かく言うのはどうかなというところでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔1番 藤本 治君登壇〕

○1番（藤本 治君） 私は、ただいまの産業厚生常任委員長報告のうち、議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

これは、国民健康保険税の現行4方式で行っている2方式を見直して、資産割を廃止し、1,422万円と見込まれる減税分の全てを1人当たり1割増の3,700円の均等割の増額で賄おうとする条例改正です。

資産割の廃止は、多くの市町村で実施されており、妥当なものと考えます。しかし、その減収分にどう対応するべきか。議案は応能負担である資産割を応益負担である均等割に100%移しかえようとするものです。そして、その理由は、国が指示する応能と応益がおのおの50%との比率に近づくからというものです。しかし、憲法が要請する税負担の原則は、応能負担です。

それは憲法13条の個人の尊重や憲法14条の法のもとの平等、憲法25条の生存権に根拠を持っています。

今回の条例改正は、資産割という応能負担を均等割という応益負担にそっくり切りかえ、応能負担の原則を乱暴にじゅうりんするものです。資産を持たない多子世帯にとっては、とんでもない大增税が襲いかかることになってしまいます。

また、国民健康保険税は、そもそも払いたくても払えないほど担税能力を超える重い負担となっており、税の軽減をこそ、この機会に考えるべきです。多くの市町村が行っている一般会計からの法定外繰り入れを勝浦市でも決断すれば、それは可能です。百歩譲って現行の賦課総額を維持するとしても、資産割を廃止するには、同じ応能負担である所得割を軸に税負担を再構成し、議案を出し直すべきであります。

以上を指摘し、議案第31号に対する反対討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論はありませんか。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 私は、議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正については、大きく分けて2点であります。

1点目は、平成29年度税制改正に基づき、5割軽減及び2割軽減に係る軽減措置を拡充しようとするものであります。軽減判定所得の拡大は、まさに低所得者の負担軽減を図るものであり、本市においては、今回の改正により、15世帯が軽減拡大の対象となり、合計で約58万円の軽減が図られます。

また、その財源につきましては、県が4分の3を負担し、残りの4分の1は交付税措置を受ける市の一般会計からの繰入金で補填されるものであります。

このように、財源の全部が補填されることから、大いに歓迎されるべき制度の拡充であると言えます。反対者はこのことをどのように理解されているのでしょうか。低所得者の負担軽減に反対される理由は何なのでしょう。

2点目は、国民健康保険税の課税における賦課方式の見直しであり、現行の所得割、資産割、均等割、平等割のうち、資産割を廃止しようとするものであります。この資産割の廃止は、収益を生まない居住専用の住宅や敷地にも賦課対象とするなどの問題も生じてきていることから、県内37市のうち、基礎課税分となる医療分では、勝浦市を含む10市で、後期高齢者支援分と介護納付金分で資産割を賦課しているのは勝浦市のみであり、県内の市では廃止の方向にあります。

また、資産割廃止による減収分につきましては、応能・応益のバランスを考慮して、均等割り調整したものであり、均等割に振り替えることにより、国民健康保険税の賦課総額を現行制度以内にとどめることとし、本会議の質疑の中でも、今回の改正により、応能・応益のバランスは現行53.5対46.5から51対49になるとの答弁がありました。

12日の本会議における質疑の中で、同僚議員より応能・応益割合が50対50が望ましいというのは誤りである。応能である所得割で課税すべきとの考えが示されました。それを踏まえ、一昨日の産業厚生常任委員会における委員会質疑において、全てを所得割とした場合にどのようになるかを質問したところ、平成28年度では、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減合計額が

9,027万円であり、この軽減分は国保基盤安定負担金の保険税軽減分として、県が4分の3、残りの4分の1は交付税措置を受けた一般会計からの繰り入れで補填されており、軽減分の全額が補填されることとなるが、全て所得割とした場合は、均等割、平等割の軽減もなくなり、9,027万円の補填財源がなくなる。この分を所得の税率に上乘せして課税することとなり、試算した結果、現行の所得割11.8%が2倍以上の26.3%となり、大幅な負担増となります。

また、所得33万円未満の世帯が本市加入世帯の約3分の1を占めている状況の中で、これら世帯では、国保税の年税額がゼロで医療サービスの提供は受けられる反面、所得350万円の世帯では、年税額が約30万円増えるなどの中間所得層に非常に重い負担を強いることになるとのことであります。

このような制度では、加入者に到底受け入れられるものではありません。反対者は受け入れられるものとお考えなのでしょうか。一般会計からの法定外繰り入れを主張されておりましたが、法定外繰り入れをした場合、現在行っている事業に確実に影響が出ることをどうお考えなのか、行政サービスが低下されることをどうお考えなのか、無責任な主張をするのは、国会における野党そのものであります。

資産割は応能に区分され、軽減の対象とはならないことから、低所得者であっても固定資産税の13%は国民健康保険税の資産割として負担せざるを得ませんでした。振り替えられる均等割は、例えば33万円以下の所得割がかからない世帯では、7割軽減の対象となることから、資産割が課せられていた低所得者層では、おおむね負担軽減となり、今回の改正は低所得者層に対して受け入れられるものであります。反対者の指摘もあつたとおり、むしろ世帯人数の多い子育て世帯の家庭では、均等割が世帯人数に比例して増額となることから、負担増になるものと考えられます。そのため、本会議において子育て支援施策の充実を図るべきとの私の指摘に対して、副市長からは、子育て支援施策の充実を図るとの答弁をいただいていることを踏まえ、今回の条例改正については賛成すべきものと申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬洋男君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第2、諮問を上程いたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年9月30日で人権擁護委員、谷敏夫さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、谷敏夫さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

谷敏夫さんの経歴を申し上げますと、昭和49年3月二松学舎大学を卒業後、同年4月から千葉市立千城台西中学校教諭として奉職以来、平成23年3月に退職するまでの間、勝浦市立勝浦中学校教頭、千葉県教育庁夷隅地方出張所管理課長等を経て、勝浦市立郁文小学校長、大多喜町立大多喜中学校長、勝浦市立上野小学校長等を歴任されました。

また、退職後は、平成23年10月から、人権擁護委員として活動されており、平成25年4月から平成27年3月までは、市政協力員を務めていただいたところであります。

さらに、本年5月からは、茂原人権擁護委員協議会会長へと就任され、今後もご活躍が期待されており、その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬洋男君） 日程第3、発議案を上程いたします。

発議案第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

[職員朗読]

○議長（岩瀬洋男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。磯野典正議員。

[5番 磯野典正君登壇]

○5番（磯野典正君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について、及び発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし、現在日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成30年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

1つ、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。

1つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

1つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。

1つ、子どもたちが、地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

1つ、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

1つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況

の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（岩瀬洋男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号及び発議案第4号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号及び発議案第4号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第3号 国における平成30年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬洋男君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第4、報告であります。報告第2号 平成28年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第2号 平成28年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

本件は、平成28年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、臨時福祉給付金給付事業ほか6件に係る経費9,398万2,672円を平成29年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第31号～議案第32号の総括審議
1. 請願第2号～請願第3号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第3号～発議案第4号の総括審議

1. 報告第2号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員